

消防予第 132 号  
令和 3 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 倉庫における火災危険性の把握等について（通知）

近年、平成29年2月に発生した埼玉県三芳町倉庫火災や令和2年4月に発生した宮城県岩沼市倉庫火災、同年7月に発生した静岡県吉田町倉庫火災等、大規模で社会的影響の大きい倉庫火災が相次いで発生しています。

一般に、倉庫には大量の可燃物が存在し、延焼拡大しやすいことから、平素からの火気や可燃物の管理、迅速で適切な初期消火の実施体制の確保等が非常に重要となります。そのためには、防火管理者が中心となって、自衛消防隊等も含めて出火危険がある場所や初期消火が困難な場所等を事前に把握し、必要な対策を講じることが重要です。

つきましては、下記の事項について、火災予防運動や消防訓練の立ち会い、立入検査等の機会を捉えて指導いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象とする防火対象物

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物においては、同表(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）のうち、収容人員が50人以上のもの。

#### 2 火災危険性の把握等

(1) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第1項第1号ロに規定する自主検査や、同号チに規定する訓練等の際に、火災発生の可能性のある場所（商

品、可燃性の断熱材、パレット等の多量の可燃物が存在する場所やフォークリフト、電気設備、ヒーター等の火源となり得るものが存在する場所等)や初期消火等の初動対応が困難な場所(従業員が普段立ち入ることのない認識されていない空間等)等を確認し、当該防火対象物の火災危険性を把握しておくこと。

- (2) (1) による結果を踏まえて、必要に応じて火災発生の可能性のある場所等の管理や初動対応について消防計画に具体的な内容を追加すること。
- (3) (2) により、必要な初動対応等について消防計画に具体的な内容を追加する場合、防火管理者はその内容について従業員等への注意喚起や安全管理も含めた教育訓練等を実施すること。

### 3 その他

- (1) 収容人員が50人未満の令別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は令別表第1(16)項に掲げる防火対象物について、消防本部の判断により、同様の火災危険性から指導が必要と考えられるものがある場合には、対象とされたいこと。
- (2) 大規模倉庫における消防訓練については、引き続き、「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」(平成30年1月24日付け消防予第20号)に留意の上、効果的な訓練の実施を推進していただきたいこと。
- (3) 宮城県岩沼市倉庫火災において、冷凍庫の点検用通路内に結露防止対策として敷設されていた電熱線ヒーターが出火箇所として推定されており、その上部に難燃性でないウレタンフォームが剥き出しとなって吹付け施工されていたことから、当該ウレタンフォームが延焼経路となり、隣接する冷凍庫のサンドイッチパネルに燃え移ったことが延焼拡大の要因の一つである可能性が考えられること  
(【別添】火災概要参照)。

(問い合わせ先)

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係  
七條違反処理対策官、木村係長、岡崎総務事務官  
TEL 03-5253-7523 / FAX 03-5253-7533

## 【倉庫火災の統計及び特徴】

平成 21 年から平成 30 年までの 10 年間に発生した倉庫火災は 5,229 件である。焼損床面積の合計は 630,862 m<sup>2</sup>(1件当たり 120 m<sup>2</sup>)、損害額の合計は 290 億 2,300 万円(1当たり 560 万円)である。

また、2,209 件(42.2%)が全焼に至っており、17 件(0.3%)は覚知から鎮火までに 24 時間以上を要している。

延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の倉庫に着目すると、火災件数は 118 件であり、焼損床面積の合計は 84,563 m<sup>2</sup>(1件当たり 716 m<sup>2</sup>)、損害額の合計は 90 億 100 万円(1件当たり 7,630 万円)である。

また、2件(1.7%)が全焼に至っており、5件(4.2%)が覚知から鎮火までに 24 時間以上を要している。

延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の倉庫火災においては、全焼の割合は少ないものの、1件当たりの焼損床面積は約 6 倍であり、1件当たりの損害額も甚大であることがわかる。

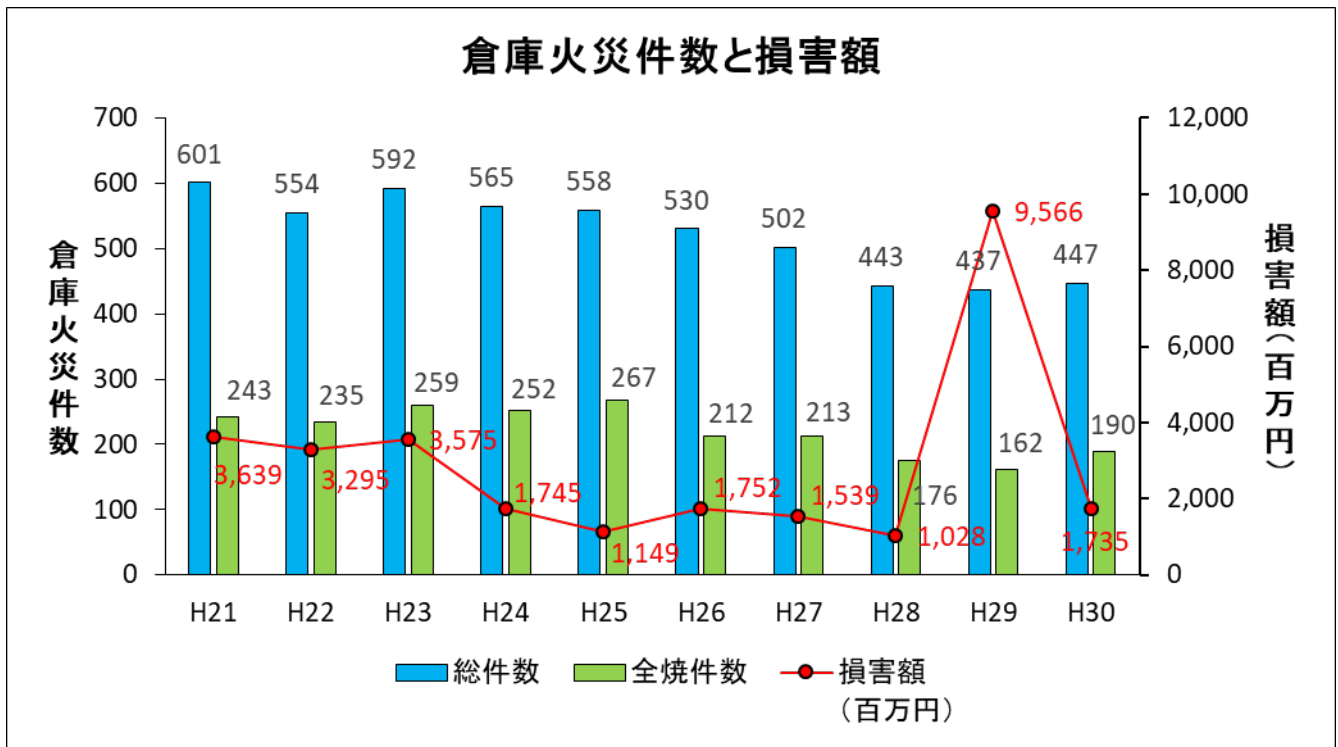
【表 1 倉庫火災の出火件数・焼損床面積・損害額】

	総件数	死者数	全焼 件数	全焼 割合 (%)	焼損床面積 合計 (m <sup>2</sup> )	1 件当たり 焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	損害額 (百万円)	1 件当たり 損害額 (百万円)
H21	601	5	243	40.4	49,662	82	3,639.0	6.0
H22	554	3	235	42.4	55,990	101	3,295.0	5.9
H23	592	2	259	43.8	95,075	160	3,575.0	6.0
H24	565	5	252	44.6	54,683	96	1,745.0	3.1
H25	558	1	267	47.8	46,512	83	1,149.0	2.1
H26	530	4	212	40.0	56,292	106	1,752.0	3.3
H27	502	4	213	42.4	52,203	103	1,539.0	3.1
H28	443	0	176	39.7	37,396	84	1,028.0	2.3
H29	437	2	162	37.1	96,456	220	9,566.0	21.8
H30	447	0	190	42.5	86,593	193	1,735.0	3.9
合計	5,229	26	2,209	42.2	630,862	120	29,023.0	5.6

【表2 延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の倉庫火災出火件数・焼損床面積・損害額】

	総件数	死者数	全焼 件数	全焼 割合 (%)	焼損床面積 合計 (m <sup>2</sup> )	1件当たり 焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	損害額 (百万円)	1件当たり 損害額 (百万円)
H21	6	0	0	0.0%	8	1	0.7	0.1
H22	8	0	0	0.0%	0	0	30.7	3.8
H23	7	0	0	0.0%	0	0	0.2	0.0
H24	11	0	0	0.0%	50	4	0.8	0.1
H25	9	1	0	0.0%	0	0	0.0	0.0
H26	14	0	0	0.0%	200	14	6.4	0.5
H27	17	0	0	0.0%	4,143	243	23.4	1.4
H28	15	0	0	0.0%	0	0	1.7	0.1
H29	14	0	0	0.0%	51,995	3,713	8,359.0	597.1
H30	17	0	2	11.8%	28,167	1,656	578.6	34.0
合計	118	1	2	1.7%	84,563	716	9,001.5	76.3

【図1 倉庫火災件数と損害額】



ヘリ写真(火災時)



※令和2年5月1日  
宮城県防災航空隊撮影

【発生時刻】令和2年4月30日 11時40分頃  
【鎮圧時刻】令和2年5月4日 16時00分  
【住所】宮城県岩沼市空港南3丁目2番地35  
【構造・階別】鉄骨造（準耐火 口-2）・地上2階  
【建築面積】23,792.59㎡

【覚知時刻】令和2年4月30日 12時08分  
【鎮火時刻】令和2年5月6日 16時10分  
【名称】プロロジスパーク岩沼1  
【用途】倉庫（消防法施行令別表第1（14）項）  
【延べ面積】43,836.39㎡

【死傷者等】なし（4月30日12時34分に避難完了の報告を受けた）

【直近の立入検査】平成29年3月12日（指摘事項は改善済み）

【消防用設備等】消火器・自動火災報知設備・屋内消火栓・屋外消火栓・誘導標識・消防用水

【防火管理状況】防火管理者選任済、消防計画届出済、消防訓練実施済（直近：令和2年4月14日）

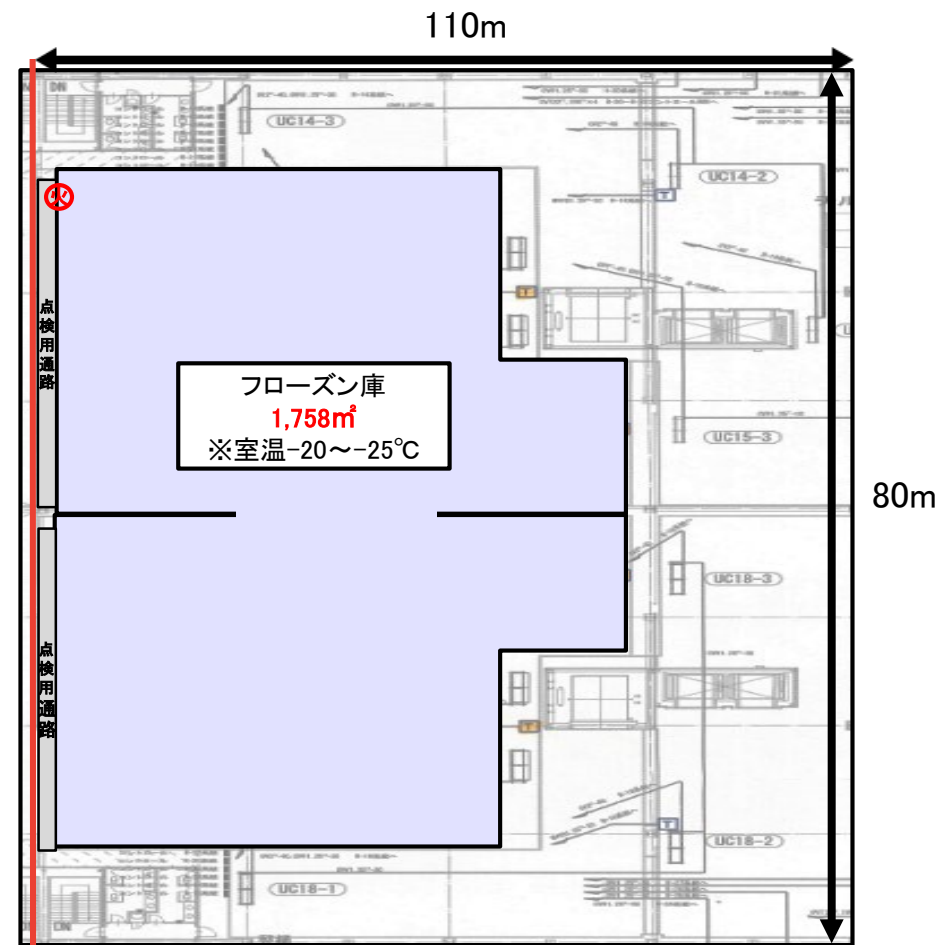
## 【今回の火災の課題】

### 火災リスクの認識に関する課題

- ・防火対象物の使用開始後に設置した電気設備（電熱線ヒータや送風ファン）の設置や施工において、方法の検討が不十分であった可能性があること（電気設備等の配線がある部分や被覆材として使用された発泡ウレタン等、火源や可燃物となり得るものに対する火災リスクの認識が不足していた。）。
- ・火災発生箇所に使用されていたサンドイッチパネル芯材の硬質ポリウレタンフォームは、難燃処理が施されていない（燃焼性が高い）ものであったため、より火災が拡大しやすい状況であった可能性があること。

### 初動対応に関する課題

- ・黒煙を発見した従業員は、自社管理の商品の移動や初期消火を行っていたため、通報は行っていない。通報は、自動火災報知設備の鳴動を聞いて駆けつけた防火管理者の指示により警備員が行ったが、黒煙発見から18分後、自動火災報知設備の鳴動から14分後であったこと。
- ・黒煙を発見した従業員、自動火災報知設備の鳴動を聞いた防火管理者、自衛消防隊（各入居事業者が地区隊を構成）間で連携がなく、有効な初期消火等がなされなかったこと。



建物西側との  
防火区画ライン

2階平面図(東側)